

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	藻類バイオマス研究施設整備事業	原町区泉地区	一般社団法人 藻類産業創成 コンソーシアム

図面記号									
M-11									
1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	捺印		住所				
	譲受人	一般社団法人 藻類産業創成 コンソーシアム 理事長 井上 勲	印		茨城県つくば市天王台1-1-1 ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー 301-2号				
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都市 計画法
	別紙のとおり								
	計	8,158㎡ (田 6,207㎡ 畑 1,951㎡)							
3 権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権利の 存続期間		その他		
	賃借権	設定	2014/8/4		8ヶ月				
4 転用すること によって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	<p>周囲に法面等がある場合には種子吹付等の緑化対策を行い、土砂等の流出被害が発生しないように対処いたします。</p> <p>施工地域の給水は、相馬地方広域水道企業団の上水道から行い、排水は鹿島東部地区農業集落排水処理施設に接続して処理いたします。</p> <p>計画している団地は、低層住宅を建設予定であることから、農作物への日照についての影響はない計画とします。</p>								

